

新型コロナウイルス感染症に係るサービスの取扱いについて（市長部局との比較）

（令和3年6月3日時点）

	区 分	交通局	市長部局
1	職員が検疫法に規定する「停留の措置」を受けた場合	職免	職免
2	職員が感染した場合	職免	職免
3	職員が濃厚接触者になった場合	職免	職免
4	職員の同居する親族が濃厚接触者になった場合		
	その親族に発熱等の風邪症状がある場合	職免	職免
	その親族に発熱等の風邪症状がない場合	<u>職免</u>	年休
5	職員に発熱等の風邪症状がある場合		
	医師等の指示によりPCR検査等を受けた場合	職免（※）	職免
	上記以外の場合	<u>年休</u>	職免
6	職員の同居する親族に発熱等の風邪症状があり、職員が当該親族を看病しなければならない場合	<u>年休</u>	職免

・ は、市長部局と取扱いが異なる箇所です。

※ 令和3年6月2日以前は年休であり、令和3年6月3日から職免としています。